


今年も変わります！最低賃金額！

群	馬	県	
最	低	賃	金

 厚生労働省
群馬労働局



令和 5 年 10 月 5 日 から！

前年比
40円UP

9 3 5 時間額
円

正社員、パート、アルバイトなど、
働くすべての人と
雇う人のためのルールです！

最低賃金



業務改善助成金

裏面・HP

最低賃金に関するお問い合わせは群馬労働局もしくは最寄りの労働基準監督署へ

群馬労働局労働基準部賃金室 ☎ 027-896-4737

Web



https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_tingin.html

業務改善助成金のお問い合わせ

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

業務改善助成金の申請先

群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739

Web



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

最低賃金

年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
産業によっては、特定最低賃金が適用！
地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 時間給 最低賃金額（時間額）

- 2 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 最低賃金額（時間額）

- 3 月給の場合 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間 最低賃金額（時間額）

- 4 上記1～3の組み合わせの場合 それぞれ上記の1、3の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。
例えば基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、
通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
精皆勤手当、通勤手当および家族手当

業務改善助成金



中小企業事業者の皆さんご存知ですか？

業務改善助成金（賃金引上げ支援のための助成金）は、
事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。